上記のような状況に対しては、犯罪被害給付制度が創設され、基本法の成立後の４次にわたる犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）等に基づき、同制度の拡充、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）による法的支援の充実、刑の執行段階等と保護観察における犯罪被害者等への謝罪や被害弁償を履行するための加害者に対する指導等、様々な施策が講じられてきたが、犯罪被害者等からは、今なお困難な状況が解消されていないことやその解消のために講じるべき施策について、様々な要望・意見が寄せられている。

このような中、第５次基本計画における取組を検討するに当たり、第１次基本計画以降の施策の考え方を振り返ると、次の２つのアプローチにより施策が講じられてきたところである。

１つ目は、犯罪等により生じた損害について第一義的責任を負うのは加害者であることから、まずは、犯罪被害者等が民事上の損害賠償請求等を行うに当たっての負担を軽減するとともに、加害者に対して、損害賠償の履行を促していくことである。犯罪被害者等に対する支援への国民の理解を得る上でも、第一義的責任を負う加害者による賠償をいかに履行させるかという点を考えることは重要となる。

２つ目は、再び平穏な生活を営んでいく上で犯罪被害者等が直面する様々な困難を解消していくため、国による犯罪被害者等給付金や地方公共団体による見舞金等の支給や各種費用の公費負担等の犯罪被害者等のための支援制度のほか、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用できる社会保障等の制度を活用していくことである。第一義的責任を負うのは加害者とはいえ、資力の乏しい加害者が多いこと、そもそも加害者が検挙されない場合もあること等の現状を踏まえると、被害回復のためには、これらの経済的支援等の取組は欠かすことができない[1]。

損害回復・経済的支援等に関する犯罪被害者等のニーズは、個々の生活の状況等に応じて多岐にわたる中、第１次基本計画の策定から第４次基本計画までの約20年にわたる施策は、これら損害回復及び経済的支援の両面からアプローチを行い、犯罪被害者等のニーズを的確に把握・分析し、これに対応し得るよう、既存の制度の運用を強化するとともに、新たな制度についても検討を重ね、その導入及び見直しを進めてきた。

第５次基本計画においても同様の取組を進めるとともに、これまで講じられてきた施策や犯罪被害者等が利活用可能な様々な制度等があることを踏まえて、改めて、損害回復や経済的支援等の観点から犯罪被害者等が置かれた状況や支援についての実態を把握し、各施策を体系立てていく必要がある。

また、こうした取組を積み重ねることにより、犯罪被害者等から要望のある制度等について、その必要性や射程がより明確になる。これまでも議論が重ねられてきたいわゆる「立替払」等の容易に解決し難い制度的な課題に対しても、前記の２つのアプローチによる施策を講じつつ、その状況や過去の議論によって明らかとなった課題を踏まえながら、今後も検討を続けていく。

2　具体的施策の方向性

(1)　犯罪被害者等の損害回復

ア　犯罪被害者等の負担軽減

(ｱ)　弁護士等による法的支援

犯罪被害者等が、加害者に対して損害賠償を請求するには、裁判手続の追行等を行わなければならないが、法的知見が必要となるほか、経済的・心理的・手続的負担がある。そのため、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや損害賠償の請求についての援助等を行うことが求められている。

この点、法テラスにおいては、法制度や適切な相談窓口に関する情報の提供を行ってきたほか、民事法律扶助として、犯罪被害者等を含む経済的に余裕のない方に対し、弁護士等による無料法律相談や、民事裁判等手続に必要な弁護士費用等の立替え等の援助を行ってきた。これらの取組に加え、令和８年からは、犯罪被害者等支援弁護士制度が開始され、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられることとなった。この新たな制度を円滑に運用することを含め、引き続き、法テラスによる法的支援を適切に行う。

(ｲ)　損害賠償の履行確保に資する各種制度の活用等

損害賠償の履行確保のためには、債務名義を取得する必要がある。この点、簡便な債務名義の取得の方法として、平成12年には刑事和解制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第19条）が、平成20年には刑事手続の成果を利用した損害賠償命令制度（同法第24条）が、それぞれ施行された。

また、債務名義を取得するだけで、実際の損害賠償につながるわけではない。この点、加害者を含めた債務者の財産を調査する方法として、令和元年の民事執行法（昭和54年法律第４号）及び民法（明治29年法律第89号）の改正（令和２年４月１日施行）により、民事執行法に関しては債務者以外の第三者からの情報取得手続（民事執行法第205条から第207条まで）が新設されるとともに、財産開示手続が見直され（民事執行法第197条及び第213条）、民法に関しては財産開示手続に加えて第三者からの情報取得手続についても時効の完成猶予及び更新の効果が与えられることとなった（民法第148条第１項第４号及び第２項）。

このように、損害賠償の履行確保のための諸制度は着実に整備が重ねられてきており、これは犯罪被害者等の損害賠償の履行確保にも資するものである。そこで、まずは、支援を必要とする犯罪被害者等がこれらの制度を利用できるよう、制度に関する情報提供を充実させていく。

その上で、犯罪被害者等からは、犯罪被害を原因とする損害賠償請求権についても、養育費と同様[2]に、履行確保に向けて実体法・手続法上の特別な取扱いを求める要望があり、また、債権の時効期間の延長・廃止についての要望も寄せられていることを踏まえつつ、具体的施策に掲げたとおりの実施可能な取組から進めていく。

さらに、犯罪被害給付制度において、国はその給付額の限度において犯罪被害者等が有する損害賠償請求権を取得することとされている（犯給法第８条第２項）。この点、国がその債権管理を適切に行うことはもとより、可能な限り、犯罪被害者等にも配慮した取組を行うことが、結果として犯罪被害者等の損害回復に資するものとなる。

加えて、交通事故[3]における保険金の支払は、損害賠償の支払と同様の機能を有するところ、引き続き、その支払の適正化等を図る。

イ　加害者による損害賠償の履行の促進

被害について第一義的責任を負う加害者において、自発的にその責任を履行していくことが求められる。

この点、下記(ｱ)及び(ｲ)のとおり、刑事施設等及び保護観察所において、加害者からの履行の促進に資するプログラムが実施されていることに加え、これに資する制度が整備されてきている。その中には、新しく整備されたものも多いことから、まずは、これらの取組等を着実に実施していくとともに、刑の執行段階等及び保護観察における加害者による損害賠償の履行の状況や課題についても把握していく。

あわせて、刑事施設等の職員は、加害者への指導等の場面を通じて犯罪被害者等の被害回復に向けた重要な役割を担っていることを常に念頭に置きながら、これらの取組等を適切に実施する必要がある。

(ｱ)　刑事施設等における履行促進に資する取組等

刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第103条第２項に基づく特別改善指導の１つとして、必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付けており、具体的には、本科プログラムの項目として「謝罪及び被害弁償についての責任の自覚」及び「具体的な謝罪及び被害弁償の方法」を定めるとともに、継続プログラムの目標として加害者に「謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる」ことを定めている。